

## 令和4年第4回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和4年度高松市一般会計補正予算（第3号）

現行予算額	165,234,614千円
補正額	1,292,907千円
補正後	166,527,521千円

### 2 令和4年度高松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

現行予算額	42,433,820千円
補正額	124千円
補正後	42,433,944千円

### 3 令和4年度高松市病院事業会計補正予算（第1号）

現行予算額	11,790,445千円
補正額	20,177千円
補正後	11,810,622千円

#### 4 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

高松市十河コミュニティセンターの移転に伴い改正するもの

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

- (1) 高松市十河コミュニティセンターの所在を変更するもの

変更前

変更後

高松市十川西町579番地1 → 高松市十川西町299番地1

#### 5 高松市手数料条例の一部改正について

地方税法（以下「法」という。）等の一部改正に伴い、納税証明書等に記載されている住所を明らかにすることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等には総務省令で定める措置を講じたものにより、その閲覧に供し、又は交付を行う等のため、改正するもの

公布の日から施行  
(1)～(4)の一部は民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行

- (1) 納税証明その他の租税公課に関する証明の対象に、法第382条の4に規定する証明書に住所に代わる事項を記載したものによる証明を含むこととするもの
- (2) 固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明の対象に、証明書に法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものによる証明（法第382条の4に規定する証明書に住所に代わる事項を記載したものによる証明を含む。）を加えるもの
- (3) 固定資産課税台帳の写しを閲覧に供する事務の対象に、法第382条の2第1項ただし書の規定による措置を講じた固定資産課税台帳の写しを閲覧に供する事務（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項を記載したものにより閲覧に供する事務を含む。）を加えるもの
- (4) 土地名寄帳の写し又は家屋名寄帳の写しを閲覧に供する事務の対象に、法第382条の4に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項を記載したものにより閲覧に供する事務を加えるもの

## 6 高松市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の延長を行う等のため、改正するもの

### (1) 高松市市税条例の一部改正（公布の日から施行分）

ア 固定資産税において、地方税法の一部改正により条例で定める割合の参酌する基準が変更された

ことに伴い、公共下水道を使用する者が排水区域内の工場等に設置した除害施設について、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、4分の3から5分の4に改めるもの

### (2) 高松市市税条例の一部改正（令和5年1月1日施行分）

ア 市民税において、給与所得者が提出する扶養親族等申告書に、所得割の納税義務者の自己と生計を一にする一定の配偶者の氏名を記載することとするもの

イ 市民税において、公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書に、所得割の納税義務者の自己と生計を一にし、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等の氏名を記載することとするもの

ウ 市民税において、住宅借入金等特別税額控除の適用期間等を延長するもの

エ 市民税において、(2)ウに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を削るもの

### (3) 高松市市税条例の一部改正（令和6年1月1日施行分）

ア 市民税において、上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずるもの

イ 市民税において、(2)イに伴い、公的年金等受給者の市民税の申告に係る所要の規定整備をするもの

ウ 市民税において、特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、所得税で分離課税の適用を受けた場合に限り、市民税においてもその適用をするもの

エ 市民税において、申告方式の選択に係る所要の規定整備をするもの

オ 市民税において、所要の規定整備をするもの

### (4) 高松市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

ア 市民税において、公的年金等受給者が扶養親族等申告書に記載する扶養親族については、年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限ることとするもの

イ 市民税において、経過措置について所要の規定整備をするもの

### (5) 引用条項の整備をするもの

公布の日から施行
①(2)、(4)アはR 5. 1. 1から施行
②(3)、(4)イはR 6. 1. 1から施行

## 7 高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について

〔公布の日から施行し、  
R 4. 4. 1から適用〕

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする場合、特別償却設備の新設又は増設に係る期間を延長すること等に伴い、改正するもの

- (1) 地域再生法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期間の終期を2年延長し、令和6年3月31日とするもの
- (2) 不均一課税の適用を受けようとする場合、特別償却設備を新設し、又は増設する期間を1年延長し、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までとするもの
- (3) 引用条項の整備及び所要の規定整備をするもの

## 8 高松市生活改善センター条例の廃止について

〔R 4. 7. 1から施行〕

高松市生活改善センターの廃止に伴い、廃止するもの

- (1) 高松市生活改善センターの廃止に伴い、条例を廃止するもの

## 9 高松市多目的研修集会施設条例の一部改正について

〔R 4. 7. 1から施行〕

高松市塩江町多目的研修集会施設の廃止に伴い、改正するもの

- (1) 研修集会施設の名称及び所在を定める表から高松市塩江町多目的研修集会施設及びその所在を削るもの
- (2) 使用料を定める別表から高松市塩江町多目的研修集会施設の使用料を定める表を削るもの

## 10 高松市農業委員会委員の罷免について

高松市農業委員会委員1名について、心身の故障のため職務の執行ができないと認め、罷免するもの

## 11 財産の無償譲渡について

高松市西植田等地域及び高松市塩江地域における本市の光ファイバケーブル設備及び附属設備を無償で譲渡するもの

## 12 財産の取得について

災害対応特殊消防ポンプ自動車（常備）を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 50,930,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

## 13 財産の取得について

小型動力消防ポンプ付積載車（非常備）を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 44,330,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

## 14 財産の取得について

消防ポンプ自動車（非常備）を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 35,607,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社岩本商会

## 15 工事請負契約について

高松市庁舎自動火災報知設備改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 148,846,500円
- (3) 契約の相手方 三信電気水道株式会社

## 16 工事請負契約について

国分寺中学校中棟大規模改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 548,680,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社小竹組

## 17 公の施設の指定管理者の指定について

純愛の聖地庵治・観光交流館の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 よんてつ不動産株式会社
- (2) 指定の期間 R4. 7. 1～R9. 3. 31

## 18 路線の廃止について

農業用利用の減少に伴い、市道1路線を廃止するもの

- ・新田町7号線

## 19 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道16路線を認定するもの

- ・松島町121号線ほか15路線

## 20 路線の変更について

新たな路線が開通したこと等により、機能が代替えされたことなどに伴い、市道3路線を変更するもの

- ・多肥上町3号線ほか2路線

(報告)

- 1 令和3年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和3年度高松市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和3年度高松市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 令和3年度高松市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 5 令和3年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書